

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から  
 役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和5年4月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	石井 孝行	観音寺市新田町864番地 1	令和5年3月24日
〃	西山 孝	観音寺市新田町1630番地 1	〃
〃	森川 忠義	観音寺市新田町123番地 1	〃
〃	高畑 俊幸	観音寺市新田町1531番地 2	〃
〃	西山 正勝	観音寺市新田町1681番地	〃
〃	高津 憲昭	観音寺市新田町680番地	〃
〃	香川 秀樹	観音寺市新田町63番地 1	〃
〃	森 孝	観音寺市新田町1105番地 1	〃
〃	久保 剛	観音寺市原町293番地	〃
〃	圖子 博則	観音寺市新田町1820番地	〃
〃	山岡 義晴	観音寺市栗井町2003番地	〃
〃	安藤 慈徳	観音寺市栗井町1757番地 2	〃
〃	齋藤 敏男	観音寺市栗井町3054番地 1	〃
〃	安藤 修	観音寺市栗井町4398番地 1	〃
監 事	小野 孝	観音寺市新田町1267番地	〃
〃	業天 茂	観音寺市新田町186番地	〃
〃	豊田 泰繁	観音寺市新田町60番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	西山 孝	観音寺市新田町1630番地 1	令和5年3月25日
〃	石井 昭夫	観音寺市新田町820番地	〃
〃	久保 剛	観音寺市原町293番地	〃
〃	高畑 誠一	観音寺市新田町1523番地 2	〃
〃	片桐 正則	観音寺市新田町675番地	〃
〃	藤森 教行	観音寺市新田町1713番地	〃
〃	小山 忠幸	観音寺市新田町506番地	〃
〃	香川 孝広	観音寺市新田町758番地 1	〃
〃	圖子 博則	観音寺市新田町1820番地	〃
〃	森 剛	観音寺市新田町1201番地	〃
〃	齋藤 芳正	観音寺市栗井町2018番地 1	〃
〃	安藤 隆文	観音寺市栗井町1767番地 2	〃
〃	安藤 修	観音寺市栗井町4398番地 1	〃

理事	安藤 正造	観音寺市栗井町3222番地2	令和5年3月25日
監事	業天 茂	観音寺市新田町186番地	〃
〃	大矢 隆夫	観音寺市原町1211番地	〃
〃	三宅 治	観音寺市新田町907番地1	〃